

仕 様 書

1. 概 要

- (1) 需要場所 堺市西区石津西町2番地 石津水再生センター
- (2) 業種および用途 下水処理場

2. 仕 様

(1) 電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数、受電方式、発電設備等

ア 電気方式	交流3相3線式
イ 標準電圧	77 kV
ウ 計量電圧	77 kV
エ 標準周波数	60 Hz
オ 受電方式	ループ受電
カ 発電設備	別紙1のとおり
キ アンシラリーサービス料金対象容量	0 kW

(2) 契約電力、予定使用電力量

ア 契約電力（契約上使用できる最大電力をいい、30分最大需要電力計により計量される値が原則としてこれを超えないものとする。）

(a) 契約電力（常時電力） 1,600 kW

イ 予定使用電力量 6,704,000 kWh

（平成31年4月1日から平成32年3月31日までの使用量見込み）

(a) 各月の電力使用計画および実績（最大需要電力、使用電力量）別紙2のとおり

(b) 昼夜間および休日の電力使用計画 別紙3のとおり

(c) 平日、休日（夏季、冬季、中間期）日負荷データ 別紙4,5のとおり

(d) 雨天時（最大需要電力日）日負荷データ 別紙6のとおり

(e) 各月の最大使用電力・最小使用電力データ 別紙7のとおり

(3) 調達期間

平成31年4月1日0時00分から平成32年3月31日24時00分まで

(4) 需給地点

需要場所構内引込口に堺市が設置した77kV側断路器電線側接続点とする。

(5) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じとする。

(6) 保安上の責任分界点

需給地点に同じとする。

(7) 検針日および計量

検針日は毎月1日とし、1日に検針を行うことができない場合は、翌日以降に行うものとする。計量は、計量器により記録された値によるものとする。ただし計量は、毎月1日午前0時00分における計量器の読みによるものとする。

(8) 代金の算定期間

代金の算定期間は、毎月1日から当該月の末日までの期間とする。

(9) 料金制度

料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制など各社ごとに設定することができるものとする。

(10) 力率

ア 供給者は契約期間において、その月の平均力率により、力率割引及び割増しを行うことができるものとする。

なお、力率割引及び力率割増しを行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

イ 契約期間における予定平均力率は、別紙2のとおり。

(11) 燃料費調整

供給者の発電費用等の変動により、契約金額の変更が必要となった場合は、燃料費の調整を行うことができるものとする。

なお、燃料費の調整を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

(12) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦

課金」(電気料金の一部)として、電気の使用量に応じて徴収することができるものとする。

3. その他特記事項

(1) 供給者は、毎月1日(休日の場合は翌営業日)に前月の以下に記すデータをまとめた受電日誌を作成し、電子データで提出すること。なお、データに関してはWebでの確認も可とする。

ア 有効電力量と無効電力量と力率

イ 日毎の30分電力量(24時間分)とその合計

ウ 月毎の最大電力

エ 昼間及び夜間の最大電力と使用電力量(夜間時間及び昼間時間の電力料金単価がある場合)

オ 日毎の次に記す時間帯における電力量とその合計(重負荷時間の電力量料金単価がある場合)

(a) 0:00 ~ 8:00

(b) 8:00 ~ 22:00

(c) 22:00 ~ 24:00

(2) この仕様書に定めなき事項については、供給者が定める約款の規定によるものとする。

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

(1) 受注者は、堺市上下水道局契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は堺市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者を、委任又は請負先並びに受注者及び委任又は請負先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「委任又は請負先等」という。）としてはならない。

(2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該委任又は請負先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 委任又は請負先等との契約の締結について

受注者は、委任又は請負先等との再契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

(1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約金額（税込）が500万円未満の場合はこの限りでない。

(2) 受注者は、契約金額（税込）が500万円以上となる委任又は請負先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴収して、本市へ提出しなければならない。

(3) 受注者及び委任又は請負先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

(1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

(2) 受注者は、委任又は請負先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、当該委任又は請負先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。

(3) 本市は、受注者が本市に対し、(1)及び(2)に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。

(4) 本市は、受注者、委任又は請負先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1)に定める報告及び届け出又は(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。